本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号) 第 71 条第 1 項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

⑨ 地震・津波 編

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ(児童が在校時)

緊急地震速報

地震は「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」(平成24年

津波は「徳島県津波浸水想定」

(平成24年1

0月)

8 J

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童に連絡する。

- ・教室等の出入り口の確保をする。 ・使用中の火気の消火や薬品の回収など危険を回避する。
- ・大きな声で的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- 児 童・頭部を保護する準備(防災ずきん,座布団,教科書等)・机の下にもぐる。

地震発生(震度6強を想定)

- ・大きな声で的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚 を持つ、その場を動かない」
- ・落下物, 転倒物, ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

校内放送・ハンドマイク:

STEP 1 児童生徒等の安全確保

/地震が発生しました。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い、

避難場所 運動場 に避難しなさい。」

津波発生

第一	1 波		大波 つ波)
4	0. 2	6 4	6
8	m	分	m
分			

一次避難場所

運動場 二次避難場所

校舎3階

STEP 2 避難

- ・即座に、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声で的確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童名簿を携帯する。
- ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
- ・一次避難場所で危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童の安全確認

- ・児童の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。(情報収集す

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、 |学校が津波により使用できない場合、鳴門教育大人文棟へ移動する。|

- ・緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童の不安に対する対処
- 警察,消防,医療機関への連絡
- ・情報収集:地震の規模と津波の危険性等,二次災害の危険性等の情報把握等
- 教育委員会への連絡:児童及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化:校長または教頭)

|学校が使用できる場合は,学校へ移動。|

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- 学校が辞離正となった担合 辞離記電学支援

ŠTEP 5 保護者への児童の引き渡し

保護者へ以下の3点	を連絡(電子メー	ル、電話、	学校のホー	-ムページ,	地域の防災放送等	.)
①児童は全員無事,		へ避難し往	寺機中			

- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。(危険な場合は無理をしないこと)

災害時アクションカード(教室)

〈聞く〉

緊急地震速報 校内放送

STEP 1 安全確保

おちついて!大丈夫だよ

- ○児童へ 机がある場合→→→「机の下へ入りなさい」
 机がない場合→→→「ダンゴムシのポーズ」
- ○出口の確保
- ○教職員自身の安全確保

STEP 2

おさない はしらない

避難

しやべらない もどらない

- ○ヘルメット着用
- ○避難袋(名簿)
- ○水筒

- ○トイレの中、特別室確認
- ○うわぐつのまま



運動場へ

大丈夫?けがはないですか?

STEP 3 確認·報告

- 人数確認·報告
- けが人、状態の確認・報告

STEP 4 二次避難 または 引き渡し

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法を書き出しましよう。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
J —alert	職員室に設置、受信と同時に職員が対応する。	なし
ラジオ	職員室に設置、地震を感じたら教頭がラジオをつけ	教 頭
	వ .	
テレビ	II	教 頭
インターネット	職員室に設置,常時起動,随時チェックを行う。	教職員
携帯電話(すだちくんメール)	各教職員で受信する。	教職員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

<u>ウ</u>	地長・洋波が光生した場	合の避難場所及びその判断基準
	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	○地震発生・震度4以上「津波を伴わない」・気象庁より「津波の発生はありません」の発表あり	避難場所:小運動場中心部 集合形態:朝会順(クラスごとに2列) もくや 6年 5年 4年 3年 2年 1年 体育倉
CASE 2	○地震発生・震度 5 強以上○津波発生・大津波警報発令・津波警報発令・津波到達予想時刻が30 分以内	避難場所:北校舎3階 災害対策本部:図書室 集合形態: 北校舎 1年:6-2 2年:多目的室 3年:5-2 4年:5-2 5年:6-1 6年:6-2 幼:5-1 南校舎

C ○地震発生

· 震度 6 弱以上

Α S

E ○津波発生

- · 大津波警報発令
- 3 ・津波到達予想時刻が3 0 分以上
 - ・校舎が地震により崩壊

避難場所:学校から鳴門教育大学人文棟へ

集合形態: 各学年, 各クラスごと 災害対策本部:仮 避難所に設置

地図:



エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
関係機関連絡一覧表	校長室	校 長
児童生徒連絡用名簿	職員室	教務
ノートパソコン,防災関係避難時搬出デー タ	職員室	教務

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関

連絡責任者(藤	岡教頭)			
連絡先	電話	FAX	E-mail	備考
県教委体育学校安全	621–3166, 3171,			
課	3172, 3174			
鳴門市教育委員会	686-8802			
鳴門市 危機管理課	684-1194 1193	684-1336		
鳴西地区自主防災組	687-1528			
織				
鳴門消防署	685-2009			
鳴門病院	683-0011			
鳴門警察署	685-0110			
鳴門市災害対策本部	684-1330			

カ 保護者への引き渡しについて

(7) 地震・津波が発生した際、児童生徒等の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる場合	・大津波警報,津波警報が解除されている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
児童を学校に待機させる場合は,安全が確認されるまで学校に待機引き渡し場所:学校	・大津波警報,津波警報が発令されている。 ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。
児童を避難場所に待機させる場合は , 避難場所で待機	・校舎が地震により倒壊した。 ・大津波警報、津波警報が発令されている。 ・通学路の安全が確保されていない。
引き渡し場所:津波の危険性がなくなった後、保護者へ引き渡す	・公共交通機関の運行に支障がある。

(4) 地震・津波が発生した際、児童生徒等を引き渡す際の保護者への連絡方法

連絡決定責任者:校長	担当者 : 教頭・各担任
連絡方法・手順	・電子メールを利用した一斉送信 ・緊急連絡網による電話連絡
	・地域防災放送を利用した一斉放送
連絡が取れない場合の対応	・災害掲示板に掲示する
	・保護者が迎えにくるまで,児童は学校に待機させる

(ウ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者: 校長 担当者: 各担任

- ・保護者の確認(児童生徒等の氏名・生年月日・血液型等・・・・)
- ・児童の確認(児童に保護者か判断させる)
- ・ 通学路の安全が確認できたら引き渡す。 (大津波警報・津波警報発令時は、保護者も一緒に待機)

キ 児童生徒等が在校時以外の対応

① 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。

登下校時

② 学校が近い場合には学校に移動する。ただし、校舎に破損のある場合には運動場で待機し、教師の指示に従う。自宅が学校より近い場合は、安全な方法をとり自宅に帰る。

学校外の諸活動時	① ② ③	身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。 学校が近い場合には学校に移動する。 近くの公共施設に移動する。
在宅時	1) 2)	身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。 近くの避難場所に避難する。